

ただものだんだん市特区

(申請者：元気な斐川を創る会)

1. 申請内容

(1) 事業内容

出雲市斐川町荘原地区内の市道斐川線の一部区域を会場として、農産物等の販売・PR、生産者と消費者が交流するイベント等を開催し、生産者と消費者の交流促進、賑わいの創出、地域活性化を図る。

- ・開催期間：年5回程度

(2) 特区の範囲

市道斐川379号線

(出雲市斐川町荘原 3835 地先から 858-2 地先まで)

(3) 目指す地域活性化

- ・生産者と消費者が交流するイベントを充実することで、賑わいを創出し、地域の活性化を目指す。
- ・子ども向けの職業体験、清掃活動等を実施することで、子どもの豊かな人間性を育む機会を提供する。
- ・高齢者等が手軽に地元農産物等を購入できる場所を提供する。

2. 規制の内容

(1) 道路使用許可単位

許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている

(2) 道路使用許可期間

許可期間は、道路の安全と円滑な利用及び周辺交通に及ぼす交通障害などを勘案し、最長1ヶ月としている。

(3) 道路使用許可申請に係る手数料の納付

道路に工作物等を設置するときは、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

3. 対応方針

この事業は、「元気な斐川を創る会」が計画書に基づき、設置する物件等を把握し、安全管理のための点検体制も構築し、一体的に管理・運営が図られることや、賑わい創出による地域の活性化、子ども向けの職業体験、清掃活動等を実施するなど、公共性・公益性が高い事業と認められることから、規制を緩和する。

(1) 道路使用許可単位の緩和【関係法令等：道路交通法】

⇒実施主体による包括一件申請を認めるものとする

(2) 道路使用許可の緩和【関係法令等：道路交通法】

⇒最長3ヶ月を認めるものとする

(3) 道路使用許可申請手数料の免除【関係法令等：警察に関する手数料条例】

⇒手数料免除を認める

*当該特区認定にあわせて、道路法に基づく市道の道路占用についても、上記同様の手続きを適用する方向で道路管理者（出雲市）と協議済。